

議案第93号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 東京都市計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区整備計画区域において計画地区を追加するとともに、当該区域における建築物の制限内容を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分に次のように加える。

<p>東京都 市計画 世田谷 西部地 域上祖 師谷・ 給田地 区地区 整備計 画</p>	<p>住宅地区</p>		<p>10分の8。 ただし、次 の場合は、 この限りで ない。  (1) 建築 物の敷 地に接 する区 画道路 (計画 書に示 す区画 道路を いう。 以下こ の項に おいて 同じ。) 又は都 市計画 道路（ 都市計 画法第 11条 第1項 の規定 により 都市計</p>	<p>10分の4。 ただし、次 の場合は、 この限りで ない。  (1) 建築 物の敷 地に接 する区 画道路 又は都 市計画 道路の 部分が 道路と して整 備され た当該 敷地に 建築す る場合  (2) 道路 の築造 を伴う 開発行 為につ いて、 工事完 了の公</p>	<p>100㎡。ただし、 次の場合は、この 限りでない。  (1) 建築物の敷 地に接する区 画道路又は都 市計画道路の 部分が道路と して整備され た当該敷地に 建築する場合  (2) 道路の築造 を伴う開発行 為について、 工事完了の公 告のあった区 域に建築する 場合  (3) 土地区画整 理事業の認可 等の公告のあ った区域に建 築する場合（ 建築物の敷地 が土地区画整 理道路に接す る場合又は当 該敷地内に土 地区画整理道</p>							
--	-------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--



下この  
項にお  
いて同  
じ。) )  
が道路  
として  
整備さ  
れた当  
該敷地  
に建築  
する場  
合  
(2) 道路  
の築造  
を伴う  
開発行  
為につ  
いて、  
都市計  
画法第  
36条  
第3項  
の規定  
による  
工事が  
完了し  
た旨の  
公告 (以下こ  
の項に

ては、  
区長が  
交通上、  
安全上、  
防火上  
及び衛  
生上支  
障がな  
いと認  
めた建  
築物を  
建築す  
るとき  
に限る。  
この場  
合にお  
いて、  
当該敷  
地のう  
ち土地  
区画整  
理道路  
に係る  
部分の  
面積は、  
敷地面  
積又は  
敷地の  
部分の  
面積に



敷地が当該区域に係る事業計画に定められた公共施設としての道路（以下この項において「土地区画整理道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が

交通上、  
安全上、  
防火上  
及び衛  
生上支  
障がな  
いと認  
めた建  
築物を  
建築す  
るとき  
に限る。  
この場  
合にお  
いて、  
当該敷  
地のう  
ち土地  
区画整  
理道路  
に係る  
部分の  
面積は、  
敷地面  
積又は  
敷地の  
部分の  
面積に  
算入し

ないものとする。) ア 土地  
地区  
画整  
理法  
第9  
条第  
3項  
の規  
定に  
よる  
土地  
区画  
整理  
事業  
の施  
行に  
つい  
ての  
認可  
の公  
告及  
び同  
法第  
10  
条第  
3項  
の規

定による事業計画の変更についての認可の公告  
イ 土地地区画整理法第21条第3項の規定による土地地区画整理組合の設立についての認可

可の  
公告  
及び  
同法  
第3  
9条  
第4  
項の  
規定  
によ  
る事  
業計  
画の  
変更  
につ  
いて  
の認  
可の  
公告  
ウ 土  
地区  
画整  
理法  
第5  
1条  
の9  
第3  
項の  
規定  
によ

る土  
地区  
画整  
理事  
業の  
施行  
につ  
いて  
の認  
可の  
公告  
及び  
同法  
第5  
1条  
の1  
0第  
2項  
の規  
定に  
よる  
事業  
計画  
の変  
更に  
つい  
ての  
認可  
の公  
告

エ 土  
地区  
画整  
理法  
第5  
5条  
第9  
項及  
び第  
69  
条第  
7項  
の規  
定に  
よる  
事業  
計画  
の決  
定の  
公告  
並び  
に同  
法第  
55  
条第  
13  
項及  
び第  
69  
条第

10  
項の  
規定  
によ  
る事  
業計  
画の  
変更  
の公  
告  
オ 土  
地区  
画整  
理法  
第7  
1条  
の3  
第1  
1項  
の規  
定に  
よる  
施行  
規程  
及び  
事業  
計画  
の認  
可の  
公告

		並び に同 条第 15 項の 規定 によ る施 行規 程及 び事 業計 画の 変更 の認 可の 公告								
	補助54号線沿道地 区		125㎡			17m				

別表第3中

東京都市計画世田谷 西部地域上北沢地区 地区整備計画
東京都市計画世田谷 西部地域上祖師谷・ 給田地区地区整備計 画

を

東京都市計画世田谷 西部地域上北沢地区 地区整備計画
----------------------------------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。